

令和 7 年第 2 回取手市議会定例会提出予定議案説明記録

実施年月日	令和 7 年 6 月 3 日
実施方法	オンライン会議システム「Z o o m」

○市長（中村 修君） それでは、提出予定議案につきまして、一括いたしまして提案理由をご説明申し上げます。議案第 28 号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準の見直しが行われることを踏まえ、投票管理者・投票立会人等の報酬の額について国の基準と同様の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公示送達におけるインターネットを用いる方法が規定されたこと、特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに関する見直しが国の法改正により行われたことに伴い、市においても所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結についてであります。白山小学校の校舎等は、施設の老朽化を踏まえ、児童の安全かつ快適な教育環境を確保するため、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて長寿命化改良工事を実施しております。本件につきましては、その第 4 期工事として、給食室の長寿命化改良工事やエレベーター棟の増築工事等を行うため、本契約を締結するものであります。

議案第 31 号、取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結についてであります。永山中学校は、ゆめみ野地区の人口増加に伴い、令和 8 年度以降、普通教室の不足が見込まれております。これを踏まえ、既存校舎の内部改修工事やバリアフリー改修工事等を実施し、快適な学校環境の整備を図るため、本契約を締結するものであります。

議案第 32 号、旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結についてであります。旧取手第一中学校体育館は老朽化が著しく、耐震性が確保されていない状況にあります。本件につきましては、耐震補強工事と大規模改修工事を実施し、社会体育施設及び避難場所としてのさらなる活用を図っていくため、本契約を締結するものであります。

議案第 33 号、学習者用タブレットパソコン等の取得についてであります。本件につきましては、令和 2 年度に G I G A（ギガ）スクール環境整備事業の一環として導入した学習者用タブレットパソコンについて、購入後の減価償却期間満了に伴い端末を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 34 号、蒸気回転釜の取得についてであります。本件につきましては、取手市立学校給食センターの蒸気回転釜 7 台について経年劣化が進んでいることから、設備の更新をするため、本契約を締結するものでございます。

議案第 35 号、災害対応特殊救急自動車の取得についてであります。本件につきまして

は、経年劣化が進む吉田消防署の災害対応特殊救急自動車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 36 号、消防ポンプ自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む吉田消防署の消防ポンプ自動車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 37 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手市消防団第 2 分団と第 21 分団の消防ポンプ自動車を更新するため、本契約を締結するものであります。

議案第 38 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 9,848 万 7,000 円を増額し、予算総額を 509 億 9,248 万 7,000 円とするものであります。補正予算の内容は、昨年度実施した、定額減税を補足する給付金事業の不足額を給付する事業であります。国は、令和 6 年度税制改正による定額減税と併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うこととし、市は昨年度、対象となる方へ給付金を支給しました。昨年度、給付額を算定する際は、制度上、令和 5 年中の所得額等を基にした推計額を用いて算定せざるを得なかったため、本来給付すべき額と昨年度の給付額との間で差額が生じるというケースがございます。今回の補正予算では、その不足額を給付するための経費を計上しております。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと考えております。

議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,142 万 7,000 円を増額し、予算総額を 511 億 8,391 万 4,000 円とするものであります。補正予算の主な内容は大きく 3 点ございます。まず 1 点目は、こどもまんなか社会の実現に向けた事業として、無痛分娩費用の助成事業及び特定不妊治療の助成事業に必要となる経費を計上しております。2 点目は、自治体の D X 化に向けた事業として、市公式 L I N E の機能を拡充し、アプリから行政手続のオンライン申請等が可能となるオンライン市役所導入にかかる経費のほか、障害者給付審査会のオンライン化や小中学校の通信環境の改善に必要となる経費を計上しております。3 点目は、取手駅前公衆トイレ設置事業として、取手駅東西連絡地下通路内に、バリアフリー対応の公衆トイレを新設するための経費を計上しております。

承認第 2 号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、新基準原付バイクの導入に伴う規定の整備など、市においても所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

承認第 3 号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正により条項の移動が生じたため、その条文を引用している条項の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

承認第 4 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げなどを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

報告第1号、令和6年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、藤代庁舎空調設備改修事業外30件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、御報告を申し上げるものであります。

報告第2号、令和6年度取手市一般会計予算の事故繰越に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、米ノ井弁才天道路改良事業外3件について、事故繰越に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第3号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、取手駅北土地区画整理事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第4号、令和6年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和7年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、同法人より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

報告第5号、2024年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2025年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、同法人より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

報告第6号、令和6年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和7年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、同法人より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

以上、21件の提出予定議案につきまして提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（吉田文彦君） 総務、吉田です。これから、令和7年第2回定例会に送付させていただきました議案につきまして、それぞれの所管部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準の見直しが行われることを踏まえ、非常勤特別職として選挙管理委員会が選任する投票管理者・投票立会人等の報酬の額について、国基準と同様の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。具体的には、報酬の日額について、投票管理者につきましては、現在1万2,700円としているところ1万4,500円に、投票立会人につきましては、現在1万800円としているところ1万2,400円に、開票管理者及び選挙長につきましては、現在1万700円としているところ1万2,200円に、開票立会人及び選挙立会人につきましては、現在8,900円としているところ1万100円に、それぞれ増額するものでございます。以上でございます。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案第29号、取手市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。今回の改正は、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため行うものであります。まず1点目は、公示送達について、インターネット上で閲覧できる方法が新たに規定されたものです。2点目は、個人住民税について、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除が創設されたことによるものであります。

す。居住者が特定親族を有する場合に、その居住者の総所得金額等から特定親族1人につき特定親族の合計所得金額に応じて、最高45万円を控除することとされたことに伴うものになります。なお、特定親族とは、居住者と生計を一にする大学生年代に該当する年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下のものになります。3点目は、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、加熱式たばこの課税標準について所要の見直しを行うものであります。加熱式たばこについて、紙巻きたばこの間の税負担差を解消するため、国のたばこ税においても課税方式の適正化を行うこととされたことに伴い、地方のたばこ税においても、課税の適正化の観点から課税方式を見直すものであります。議案第28号【「第28号」を「第29号」に発言訂正】の説明は以上となります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。私からは議案第30号から第34号までについて御説明いたします。まず初めに、議案第30号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は、赤塚・平沢特定建設工事共同企業体、契約金額は9億8,373万円で、落札率は99.41%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。議案書2ページをお開きください。白山小学校では、構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を、令和4年度から令和7年度にかけて実施しております。令和7年度は第4期工事としまして、内部の全面改修となります給食室の長寿命化改良工事、エレベーター棟の増築工事とともに、敷地南側の既存校舎の解体工事、体育館への空調設備の設置等を実施し、適切な学校環境の整備を図るものです。第4期工事における工事の状況につきましては、併せて議案書4ページの図面を御参照ください。

続きまして、議案第31号、取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は、オカベ・大竹特定建設工事共同企業体、契約金額は5億5,605万円で、落札率は98.62%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。議案書2ページをお開きください。ゆめみ野地区の人口増加に伴い、永山中学校の教室の不足が見込まれております。このため、教室間の間仕切り壁の撤去・新設など既存校舎の内部改修工事を行い、教室不足を解消するとともに、エレベーター棟の増築やバリアフリースイールの設置といったバリアフリー改修、体育館及び武道場への空調設備の設置、給食室の改修、プールを解体した上でのテニスコートや駐車場の整備等を実施し、適切な学校環境の整備を図るものです。改修工事における工事の状況につきましては、併せて議案書4ページの図面を御参照ください。

議案第30号・議案第31号とも、工事の実施に当たり、工事車両が学校周辺道路を通行することになりますが、現場付近に適宜誘導員を配置し、細心の注意を払って行います。さらに、児童生徒の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては、児童生徒の動線と作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、教育活動及び周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。

次に、議案第 32 号、旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は、コウキ・東匠特定建設工事共同企業体、契約金額は 3 億 7,785 万円で、落札率は 99.43%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。議案書 2 ページをお開きください。旧取手第一中学校体育館は、旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利活用計画書に基づき必要な改修を実施し、継続的に市民の皆さんに健康増進やスポーツ振興を図る施設として御利用いただき、地震等の災害時には避難所の拠点ともなるものです。これらの点を踏まえ耐震補強工事を行うとともに、建築後 50 年以上が経過し老朽化していることから、併せて大規模改修工事を行います。工事の実施に当たりましては、井野なないろ保育所の送迎の時間帯、またグラウンドを利用する団体に配慮しながら工事車両の搬出入を制限するとともに、敷地内においては、作業現場との区画を明確にして安全確保を行います。また、騒音や振動を伴う工事を実施する際には、低騒音の機械を使用するなど、周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。

次に、議案第 33 号、学習者用タブレットパソコン等の取得について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は関彰商事株式会社です。取得金額は 3 億 5,925 万 320 円となっております。

議案書 2 ページをお開きください。本件は、令和 2 年度に G I G A（ギガ）スクール環境整備事業の一環として導入した学習者用タブレットパソコン等について、購入後の減価償却期間満了による更新を行い、引き続き、取手市の I C T 教育を一層推進していくものです。数量につきましては、タブレットパソコン児童生徒用、予備用を合わせまして 7,307 台、タブレットケース 6,354 個となります。

次に、仕様について御説明いたします。O S はウインドウズ 11、画面サイズは 11.6 型となっております。また、自然故障保証 1 年間が含まれたパッケージ製品となっております。これに加え、既存端末の回収・処分・データ消去を含めた総額が取得金額となっております。なお、購入端末契約業者につきましては、茨城県共同調達プロポーザル事業により決定しており、県内市町村が落札業者と個別に随意契約を締結するものとなっております。

次に、議案第 34 号、蒸気回転釜の取得について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。契約の相手方は、有限会社利根川製作所です。取得金額は 2,475 万円で、落札率は 96.79%でした。

議案書 2 ページをお開きください。取得理由について御説明いたします。現在、学校給食センターで使用しています蒸気回転釜 8 台のうち、更新が済んでいない 7 台は導入後 40 年以上が経過しており、経年劣化による蒸気漏れなどの不具合や修理が頻繁に発生していることから、設備の更新を行うものです。蒸気回転釜は、蒸気を用いるため熱伝導率がよく、均一に食材を温めることが可能であり、茹でる・蒸す・炒める等の各種調理に使用できる設備で、ハンドル操作で本体を傾けることができ、操作性にも優れ、給食調理の中心的な役割を担う設備になります。説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部、岡田です。私からは、議案第 35 号・36 号・37 号に

ついて御説明させていただきます。初めに、議案第 35 号、災害対応特殊救急自動車の取得についてであります。今回更新いたします車両は、消防本部常備車両更新計画に基づき、吉田消防署に配備して 10 年が経過した災害対応特殊救急自動車になります。特徴としましては、取手市初の電動ストレッチャーを採用しており、ストレッチャーの寝台部分や救急車内への乗せ降ろしが電動により省力化が図られ、スムーズな取扱いが可能となり、これまで以上に傷病者を安全かつ安定的な搬送が実現いたします。また、これまでのストレッチャーと比較して、荷重が 2 倍となる 312 キロまで耐えられる仕様となっているため、大柄な方などの搬送であっても、隊員がストレッチャーを操作する際の身体的負担を軽減し、様々な傷病者に対しても安全かつ容易に搬送することが可能となります。また車両については、緊急走行を補助し交通事故を未然に防ぐことも可能となる高度道路交通システムを搭載するとともに、衝突被害軽減ブレーキを装備することで、歩行者や前方車両等に対して衝突の被害を軽減できる車両となっております。救急搬送の増加に伴い、隊員の負担軽減を図るとともに、複雑多様化する救急事案に迅速かつ効果的に対応できるよう、最新の救急資機材を備え、高度救命処置を行うことに適した車両となっております。

続きまして、議案第 36 号、消防ポンプ自動車の取得になります。今回更新いたします車両は、取手市常備車両更新計画に基づき、吉田消防署に配備して 30 年が経過した消防ポンプ自動車になります。特徴としましては、従来の車両はマニュアルトランスミッションを採用していましたが、今回更新いたします車両はオートマチックトランスミッションを採用しており、ハンドル操作に集中できることで消防車を運転する隊員の負担軽減が図られ、迅速かつ安全な出動につながります。また、放水や吸水などポンプ運用時の状況が監視できるディスプレイが設置され、水圧の変化などの異変に即時に対応できるなど、安全かつ安定した放水・吸水が可能となります。さらには、ホース延長時に効果的な電動ホースカーや昇降装置が設置され、職員の負担軽減及び積卸しなどの運用上の安全も確保されるなど、迅速かつ確実な消防活動が期待される車両となっております。

続きまして、議案第 37 号、消防団ポンプ自動車の取得になります。今回更新いたします消防団ポンプ自動車は、取手市非常備車両更新計画に基づき、運用開始から 30 年が経過し、取手一丁目から二丁目（上町）を管轄する第 2 分団が使用する消防ポンプ自動車と、運用開始から 29 年が経過し、小文間の南・中妻・西方を管轄する第 21 分団が使用する消防ポンプ自動車になります。取得する車両は総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車で、一番の特徴としましては、準中型免許が新設された以降に普通自動車免許を取得された方でも運転できる消防ポンプ自動車となります。従来の消防団ポンプ自動車は総重量が 4 トンを超えており、準中型免許が平成 29 年 3 月 12 日に新設され、それ以前に普通自動車免許を取得された方であれば運転が可能でありましたが、準中型免許が新設されてから普通自動車免許を取得された方は、従来の消防団ポンプ自動車を運転することはできませんでした。今回導入する車両は 3.5 トン未満であり、準中型免許が新設されてから普通自動車免許を取得された方でも運転が可能となります。また、小型化したことで機動性がさらに高くなり、狭い道路や住宅街でも迅速かつ安全に活動することが可能となり、コンパクトな車両でもありながら、積載能力・消火能力も従来の消防ポンプ自動車と比較しても遜色

なく、十分な性能を有しております。地域防災の要となる消防団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団員のモチベーションの向上にもつながり、複雑多様化する災害に対し、迅速かつ的確な消防活動が期待されるところでございます。

議案第 37 号【「第 37 号」を「第 35 号」に発言訂正】・36 号・37 号の説明については以上となります。

○**財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。先ほど、議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例の説明の中で、議案番号を、第 29 号のところ第 28 号と説明いたしました。正しくは第 29 号でございます。訂正のほうよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 38 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。議案書と併せてお配りしております令和 7 年度一般会計 6 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。国は、令和 6 年度税制改正による定額減税と併せて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うこととし、市は昨年度に対象となる方へ給付金を支給いたしました。そのうち、定額減税し切れないと見込まれる方へ給付した調整給付について、当初、給付額を算定する際、令和 5 年の所得額等を基に推計額で算定しており、本来給付すべき所要額と当初給付した調整給付額との間で差額が生じることなどから、その分を不足額給付として新たに支給するための経費を補正予算に計上しております。なお、給付事業をできるだけ早期に開始するため、本補正予算は通常の補正予算とは分けて編成したものでございます。中段にございます、1. 補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 9,848 万 7,000 円を増額し、予算総額を 509 億 9,248 万 7,000 円とするものです。

補正予算の詳しい内容につきましては担当部長から御説明いたします。

○**健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。続きまして、補正予算の詳細について御説明いたします。歳入に関しましては、歳出と合わせて御説明させていただきます。補正予算書 5 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費です。定額減税を補足する給付事業に関する経費に、3 億 9,848 万 7,000 円を計上しております。内訳といたしましては、事務費が 3,348 万 7,000 円、事業費である給付金が 3 億 6,500 万円となっております。今回計上いたしました給付金は、国が昨年度実施した定額減税に伴う補足給付であります。昨年度、所得税 3 万円、住民税 1 万円分、定額減税し切れないと見込まれる方を対象に調整給付を実施しました。この調整給付については、当初給付額を算定する際に令和 5 年の所得等を基にした推計額で算定したことにより、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じることがあります。この差額分を不足額給付として、対象となる方に支給するものです。また、本人及び扶養親族として定額減税の対象とならなかった方で、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員にも該当しなかった方、取手市に転入した方も新たに給付の対象となっております。支給対象人数は、差額が生じる方 8,500 人、新たな給付対象者 3,000 人、計 1 万 1,500 人と見込み、不足額給付金として、3 億 6,500 万円を計上しております。議決後、速やかに対象者の抽出等の事

務作業に取りかかり、支給対象者に対しまして通知と申請書類を発送し、申請書の返送を受けて、順次給付——支給を行ってまいります。なお、この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に3億9,840万4,000円、諸収入、雑入に8万3,000円を計上しております。

議案第38号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第2号）についての説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、議案第39号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。初めに、令和7年度一般会計6月補正予算（案）の概要の4ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく3点ございます。1点目に、こどもまんなか社会の実現に向けた事業、2点目に、自治体のDX化に向けた事業、3点目に、取手駅前公衆トイレ設置事業、以上、3つの考え方にに基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1.補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,142万7,000円を増額し、予算総額を511億8,391万4,000円とするものです。

続きまして補正予算の内容について説明させていただきます。説明は議案書に基づき、歳入・歳出、債務負担行為、地方債の順番で各担当部長から御説明いたします。また、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入予算の補正内容を御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。下段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により3,566万円を増額するものです。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管について御説明いたします。補正予算書9ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の公有用地利活用に要する経費は、旧小文間小学校跡地について、地域住民の意見を踏まえた利活用計画を策定するための支援を業務委託するものとして、567万6,000円を計上しております。業務委託の範囲として、跡地に導入する機能の検討、ゾーニング検討、新規施設のイメージパース図作成、住民懇談会の実施・意見集約、概算工事費の算出などを予定しております。政策推進部所管の説明は以上です。

○総務部長（吉田文彦君） 続きまして、総務部所管について御説明いたします。議案書、同じく9ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の電算・OA化等に要する経費は、オンライン市役所の開設・運用経費及び事務用パソコンの新規リース料として、合計で2,742万5,000円を増額するものです。オンライン市役所は市公式LINEの機能を拡充し、市役所に行くことなくアプリ上から行政手続のオンライン申請、決済、各種講座の申込み、施設予約などを可能とするもので、補正予算にはシステム使用料や決済代行サービス使用料などのほか、スマホをお持ちでない方や御自宅にインターネット環境がない方なども、身近な公民館からオンライン市役所を利用できるよう、公民館のLAN配線工事費、利用者用タブレットの購入費などを計上しております。なお、オンライン市役所開設・運用経費の財源として、歳入においては、国庫補助金の新しい地方経済・生活

環境創生交付金を 1,336 万 8,000 円計上しております。

続きまして次ページ、10 ページ、4 項、選挙費の参議院議員通常選挙に要する経費、29 万 3,000 円及び県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費、29 万 7,000 円です。本件につきましては、議案第 28 号の条例改正で説明しました非常勤特別職として選挙管理委員会が選任する投票管理者・投票立会人等の報酬額の引上げ分を計上するものです。なお、2 つの事業の補正額の違いは、開票立会人等の想定人数が選挙の種類によって異なるためです。財源として、全額が国県の委託金によりそれぞれ充当されます。総務部所管の説明は以上です。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管分について、ご説明申し上げます。補正予算書 11 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費の中国残留邦人支援事業に要する経費については、98 万 6,000 円を計上しております。令和 7 年 10 月に生活保護費の基準が改定されることに伴い、生活保護法の例により運用している、中国残留邦人等支援給付システムの改修が必要となるものです。なお、この事業の財源として、歳入においては、国庫補助金の中国残留邦人支援給付システム整備費補助金 98 万 6,000 円を計上しております。

その下の障害福祉事務に要する経費については、17 万 1,000 円を増額するものです。令和 6 年度末に市内企業様より障がい福祉事業に貢献する趣旨で寄附を受領いたしました。令和 7 年度に、障害福祉課窓口のお客様専用椅子 4 脚とローカウンター 1 台を購入するものです。なお、この事業の財源として、ふるさと取手応援基金繰入金 10 万円を充当します。

その下の介護給付費等に関する経費につきましては、217 万円を計上しております。自治体の D X 化に向けた事業の一つとして、障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分の認定のための障害者給付審査会について、紙の使用量、資料郵送料の費用削減と会議及び準備に要する時間の短縮などから、クラウドシステムの導入にかかる費用を計上するものであります。内訳は、タブレット端末 11 台の購入にかかる備品購入費 115 万 9,000 円、クラウドシステム導入費用とシステム使用料 32 か月分の使用料及び賃借料 101 万 1,000 円を合わせて計上しております。なお、この事業の財源として、歳入においては、国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金、補助率 2 分の 1 となる 108 万 5,000 円を計上しております。

補正予算書 12 ページを御覧ください。ふれあいの郷管理運営に関する経費については、10 万 7,000 円を増額しております。令和 6 年度末に市民の方から、ふれあいの郷の運営に役立ててほしいと寄附金を受領いたしましたことから、利用者に使用する移乗用マットを購入するものです。なお、この事業の財源として、ふるさと取手応援基金繰入金を 10 万円充当いたします。

次に、補正予算書 13 ページを御覧ください。3 款、民生費、3 項、生活保護費、生活保護事務に要する経費については、98 万 6,000 円を計上しております。令和 7 年 10 月に生活保護費の基準が改定されることに伴い、生活保護システムの改修が必要となるものです。なお、この事業の財源として、歳入において、国庫補助金の生活保護システム改修業

務補助金 87 万 9,000 円を計上しております。この内訳となりますが、生活保護システムの改修に対して補助率 2 分の 1 となる 49 万 2,000 円のほか、当初予算に計上されている就職準備給付金副本対応に係るシステム改修に要する経費に対する補助金である 38 万 7,000 円の合計となっております。

補正予算書 14 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、特定不妊治療関係経費として、242 万 7,000 円を増額しております。本事業は、取手市こども計画における安心して妊娠・出産できる環境の構築を図る観点から、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を行うため、不妊治療にかかる医療費の一部を助成するものです。現在、不妊治療の先進医療については医療保険適用外であり、その経済的負担が大きいことから、医療保険適用の生殖補助医療と組み合わせて実施する先進医療費の一部を、茨城県の補助事業を活用し、こどもまんなか社会の実現に向けた事業として、助成費を 240 万円、消耗品などの事務費として 2 万 7,000 円を計上しております。対象者は不妊治療を受けた夫婦で、治療の初日から申請日までの間に夫または妻が取手市内に住所を有する者、かつ治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であることとなります。なお、原則として法律婚となりますが、事実婚の夫婦も含まれます。この事業の財源といたしまして、歳入においては県補助金の特定不妊治療補助金、補助率 2 分の 1 となる 120 万円を計上しております。健康福祉部所管の説明は以上となります。

○こども部長（助川直美君） 続きまして、こども部所管分についてご説明申し上げます。補正予算書 12 ページを御覧ください。3 款、民生費、2 項、児童福祉費、無痛分娩費用助成に要する経費として、1,442 万 3,000 円を計上しております。この歳出に伴う財源としましては、ふるさと取手応援基金 715 万円を充当しております。この事業は、取手市在住の妊婦で無痛分娩を選択する方に対しまして、無痛分娩にかかった経費を最大で 10 万円助成するものです。令和 5 年に制定されたこども大綱においては、こども施策に関する重要事項として、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」が掲げられています。取手市におきましても、取手市こども計画において、安心して妊娠・出産できる環境の構築を目指す未来の方向性の 1 項目として掲げました。その方向に進んでいくための一つの施策として、妊婦やその家族に寄り添い、子どもを持ちたいと思う家庭が安心して妊娠・出産に臨めるよう、無痛分娩費用の助成を進めたいと考えております。無痛分娩の現状について、近隣の産科医療機関へアンケート調査を実施したところ、直近 3 年間で無痛分娩を選択された方の割合は、24%から 39%にまで増加しており、3 人に 1 人以上が無痛分娩を選択されている状況です。しかしながら、無痛分娩には別途費用が必要となることから、経済的理由で妊娠・出産を迷うことなく前向きにライフプランを考え、笑顔でお子さんを迎えることができるよう市として支援するものです。また、同じ施策の一つとして、保健センターにおいて補正計上している不妊治療費助成事業とともに、子どもを持つ環境を整えていくための経済的な支援を両輪で進めてまいります。

次に、同じページ下段の保育所の管理運営に関する経費として、107 万 9,000 円を増額しております。なお、この歳出に伴う歳入として、諸収入の子ども活動支援金を 100 万円計上しております。これは、公益財団法人ライフスポーツ財団より交付を受けるものです。

公立保育所の保育環境の向上を図るため、白山保育所のジャングルジム遊具の更新費用として備品購入費を計上いたします。またあわせて、子どもたちの健全な心身の発達に資することを目的とし、公立保育所で実施する体操教室にかかる委託料を計上するものであります。体操教室に関しては、公立4保育所において、それぞれ月1回の頻度で実施する予定としております。こども部所管の説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。続きまして、まちづくり振興部所管の補正予算歳出について御説明をいたします。補正予算書14ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、公衆トイレ管理に要する経費、1億66万6,000円の増額です。取手駅西口公衆トイレの老朽化に伴い、取手駅東西連絡地下通路内にバリアフリー対応の公衆トイレを新たに設置するため増額補正をするものです。内訳といたしまして、取手駅前公衆トイレ工事に伴う監理業務委託料385万円、取手駅前公衆トイレ施設賃借料281万6,000円、取手駅前公衆トイレ設置工事8,900万円、既存の取手駅西口公衆トイレ内部解体工事500万円を計上しております。なお、この事業の財源といたしまして、基金繰入金の公共施設整備基金繰入金2,455万円、市債の公衆トイレ整備事業債7,330万円を計上しております。まちづくり振興部所管の説明は以上です。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。続きまして、建設部所管の補正予算につきまして御説明いたします。補正予算書15ページ上段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、緑地等管理に要する経費は、工事請負費として162万8,000円を計上しております。令和6年度に寄附を受けました山の坊緑地の園名及び寄附を受けた経緯等を記した石碑を設置するための工事費となります。なお、この財源として、ふるさと取手応援基金を活用しております。建設部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会の飯竹です。続きまして、教育委員会所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書15ページ中段を御覧ください。9款、教育費、1項、教育総務費、教育情報機器整備に要する経費、2,780万3,000円の増額を計上しております。GIGA（ギガ）スクール環境整備事業については、学習者用タブレットの活用が進むにつれ、学校のGIGA（ギガ）スクール用光回線において、複数台数接続などによる通信の負荷により十分な速度確保が難しいという課題がございます。これらを改善するため、現行よりも高速な回線への変更、並びにネットワーク機器の購入及び設定設置業務委託を実施し、児童生徒の快適な学習環境を整備するため増額するものです。なお、これに伴う歳入としまして、国庫支出金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を784万9,000円、市債のデジタル活用推進事業債を1,740万円、それぞれ計上しております。

続きまして、16ページを御覧ください。2項、小学校費、給食施設整備に要する経費、397万円の増額を計上しております。取手小学校、取手西小学校、それぞれ2台の回転釜の内釜について、経年劣化により使用が耐えられなくなるおそれがあることから、交換修繕を実施するため、197万4,000円を増額計上しております。また、経年劣化が進んでいる寺原小学校のガス式フライヤーや、使用不可能となり廃棄済みの永山小学校の野菜切り機について、事故の未然防止、給食調理従事者の安全面や作業の効率化を考慮し、機器の

更新をするため、199 万 6,000 円を増額計上しております。

次に、下段の 3 項、中学校費、給食施設整備に要する経費、132 万円の増額を計上しております。取手第一中学校の牛乳保管庫は経年劣化が著しく、万が一故障が発生した場合には保冷機能を保てないおそれがあることから、機器の更新を行うため増額するものです。なお、小学校給食施設、中学校給食施設、いずれの事業も財源として学校施設整備基金をそれぞれ 357 万円、また 118 万円充当しております。教育委員会所管の補正予算についての説明は以上となります。

○**財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、債務負担行為の補正について、各所管部長より御説明いたします。議案書 4 ページ、第 2 表、債務負担行為補正を御覧ください。私からは、財政部所管について御説明いたします。市長車の公用車リース料についてです。期間は令和 7 年度から令和 13 年度、限度額は 739 万 5,000 円の債務負担行為を設定するものでございます。

○**総務部長（吉田文彦君）** 総務部、吉田です。続きまして、総務部所管について御説明いたします。オンライン市役所システム使用料は、先ほど御説明いたしましたオンライン市役所開設・運用にかかる経費のうち、システム使用料について、令和 7 年度から令和 9 年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。なお、当該期間中のシステム使用料は令和 7 年度に一括で支出するため、令和 8 年度・9 年度の支出はございません。そのため、限度額はゼロ円となります。総務部所管は以上となります。

○**健康福祉部長（彦坂 哲君）** 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管分について、ご説明申し上げます。第 2 表、債務負担行為補正の 3 段目、障害者給付審査会クラウドシステム使用料です。先ほど歳出で御説明した障害者給付審査会のクラウド化において、システム使用料の契約が令和 9 年度まで継続することから債務負担行為を設定するものです。なお、当該期間中のシステム使用料は令和 7 年度に一括で支出するため、令和 8 年度・9 年度の支出はございません。そのため、限度額はゼロ円となります。説明は以上となります。

○**財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。第 3 表、地方債補正は、歳入歳出予算に係る説明にありましたとおり、公衆トイレ整備事業及びデジタル活用推進事業を追加するものです。

以上が、議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の説明となります。

○**消防長（岡田直紀君）** 消防本部、岡田です。大変申し訳ありません。1 点、訂正をお願いいたします。先ほどの議案第 35 号・36 号・37 号に関する説明の最後に、「議案第 37 号・36 号・37 号の説明については以上となります」と申し上げましたが、正しくは、「議案第 35 号・36 号・37 号の説明については以上となります」への訂正をお願い申し上げます。

○**財政部長（田中英樹君）** 財政部、田中です。続きまして、承認第 2 号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、主な改正点 3 点について御説明いたします。本件につきましては、国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため

行うものであります。まず初めに、新基準原付バイクの導入に伴う規定の整備についてです。令和7年11月から、欧州規制と同等の排ガス規制の適用開始となることにより、現行の50cc原付バイクでは規制クリアが難しく、今後の生産・販売の継続が困難となることから、総排気量125cc以下、かつ最高出力を4キロワット以下に制御した新基準原付バイクが導入されることに伴い、軽自動車税種別割に関して、新基準原付バイクの区分を新設するものになります。2点目は、マイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備についてです。道路交通法が改正され、令和7年3月24日からマイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになったことにより、身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免申請時における運転免許証の提示義務について、規定の整備等をするものになります。3点目は、特定マンションに関する規定の整備についてです。こちらは、一定の大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には、各区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができるようになったものです。

続きまして、承認第3号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてです。本件につきましては、国の法改正により地方税法の規定に条項の移動が生じたことに伴い、条例で引用する条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものになります。承認第3号の説明は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。本件につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に関する所得判定基準の改正となるものでございます。初めに、国民健康保険税の課税限度額につきまして、基礎課税額にかかる課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分については24万円から26万円に引き上げるものです。なお、介護納付金分17万円については据置きとし、合計で106万円から109万円に引上げとなります。次に、国民健康保険税の軽減措置につきましては、低所得者に対し、被保険者均等割額を軽減する所得判定基準を拡充し、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。今回の改正につきましては、令和7年2月13日開催の取手市国民健康保険運営協議会で御審議いただき、委員の皆様より御承認をいただいておりますことを申し添えます。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、ご報告申し上げます。承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての御説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。続きまして、報告第1号、令和6年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。こちらにつきましては、繰越明許費を設定

している事業であります、藤代庁舎空調設備改修事業外 30 件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 2 号、令和 6 年度取手市一般会計予算の事故繰越に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。令和 6 年度において、米ノ井弁才天道路改良事業外 3 件に不測の日数を要したことから、事故繰越を行いました。これに伴い、事故繰越に係る繰越計算書を調製いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の報告第 3 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきましてご説明申し上げます。御手元にお配りしております議案書の繰越計算書の主な内容といたしましては、昨年 7 月に契約した都市計画道路 3・3・1 号、3・5・39 号の道路築造工事と、今年の 2 月に契約いたしましたペDESTリアンデッキ床版舗装等改修工事、合わせて 2 件の工事契約の完了払い分となります。なお、都市計画道路 3・3・1 号、3・5・39 号の道路築造工事につきましては、今年の 5 月に完成しております。都市整備部所管は以上でございます。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。報告第 4 号から報告第 6 号につきましては、取手市の出資法人であります文化事業団、健康福祉医療事業団、農業公社につきましてはそれぞれの昨年度の決算報告書及び今年度の事業計画を報告するもので、冒頭で市長が提案理由として申し上げたとおりでございます。

以上で、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会に提案させていただきます各議案のオンライン説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。